

**決算審査特別委員会会議録**  
**(一般会計)**

**(平成 28 年 9 月 14 日)**  
**[第 3 日]**

## 審査内容

議案第 46 号 平成 27 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入（全般）、財産調書 .....	3
総括質疑について .....	18

## 出席者

### 【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	川下 武則
議 長	坂口 久信	副 議 長	江口 孝二
委 員	末次 利男	委 員	久保 繁幸
委 員	平古場 公子	委 員	所賀 廣
委 員	竹下 泰信	委 員	待永 るい子
監 査 委 員	木塚 賢司	監 査 委 員	田川 浩
事 務 局 長	岡 靖則	書 記	福田 嘉彦

### 【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	川崎 義秋
会 計 課 長	大岡 利昭	建 設 課 長	土井 秀文
農 林 水 産 課 長	永石 弘之伸	企 画 商 工 課 長	田中 久秋
財 政 課 長	西村 正史	環 境 水 道 課 長	藤木 修
学 校 教 育 課 長	野口 士郎	社 会 教 育 課 長	峰下 徹
町 民 福 祉 課 長	松本 太	健 康 増 進 課 長	小竹 善光
税 務 課 長	大串 君義	総 務 課 防 災 係 長	萩原 昭彦
総 務 課 庶 務 人 事 係 長	西村 芳幸	企 画 商 工 課 企 画 情 報 係 長	江口 薫
企 画 商 工 課 商 工 観 光 係 長	中溝 忠則	税 務 課 課 税 係 長	田古里 哲也
税 務 課 収 納 係 長	安西 勉	町 民 福 祉 課 福 祉 係 長	田中 照海
農 林 水 産 課 農 政 係 長	片山 博文	農 業 委 員 会 農 地 係 長	中川 博文
農 林 水 産 課 水 産 係 長	山崎 浩二	学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	與 猶 正 弘
給 食 セ ン タ ー 係 長	塚口 重敏	建 設 課 建 設 係 長	浦川 豊喜
建 設 課 管 理 係 長	西田 一夫		

以上 43 名

## 午前9時29分 再開

### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので委員会は成立いたします。昨日に引き続き会議を再開いたします。

皆さん方、3日目でございますから、非常にお疲れと思えますけれども、ひとつ速やかに質疑ができますように、よろしくお願い申し上げます。

## 歳入（全般）、財産調書

### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

ただいまから審査に入ります。

第2日目に歳出の審査が終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書まで入ります。

決算書 15 ページから 60 ページまで、及び 297 ページから 304 ページまで。

行政実績報告書では 18 ページから 28 ページまでを審議いたします。

行政実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

### ○税務課長（大串君義君）

《歳入の行政実績の概要説明》

### ○財政課長（西村正史君）

《歳入、財産調書の行政実績の概要説明》

### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

### ○副議長（江口孝二君）

決算書の 51 ページ。報告書の 28 ページ。

火災の補填金ということで 42 万 7,000 円上がっていますが、これはどういう趣旨のものか、またこれは単年度で終わるものかお尋ねします。

### ○企画商工課長（田中久秋君）

たらふく館の火災に伴って、補填金ということでたらふく館のほうからいただいたものでございます。一応、今のところ単年度ということで聞いております。

**○副議長（江口孝二君）**

火災が起きた時点で、課長は今のじゃなかって思いますけど、ちょっとご指名したかとばってん中溝さんおらずですかね。

実はですよ、あの時点でたらふく館のそこからここにみえてですね、議員と話し合いの中で、内部留保金がありますと、その分を全部捨てて、捨てて言い方いかんですけど、出しますということと言われてですね。だからその誠意を入れてもらえるて思ってたんですよ。でも26年度もなかったし、今年度27年度ですね、初めて出たもんでちょっとお尋ねしよつとですけど。要はあそこに仮店舗を取ったときもですよ、町の計らいで半分は町が負担しとるわけでしょ、リース料を。それにも満たない。あれも多分100万円ぐらい出してあって思いますけど。それにも満たないこの金額でですね、あのときの言葉を、もう時間が経ったからこいで終わりにという主旨じゃなかろうかなて私とってたんですよ。そこら辺は担当課長がその後みえられとっけんですよ、いきさつは御存知なかとと思いますけど、そこら辺は考慮の上ですね、もっと再度お願いをしてほしいとと思いますけど、係長はその時点おったですよ。だから今私が言うたとの内部留保金が2,000万円かいくらかてちょっと記憶が定かじゃなかですけどあって、その中で1,000万円ぐらいは現金があるてことは表示してあったりですね、せめて半分ぐらいは返ってくつとじゃなかかなて私は思うとつたですよ。でも今の課長の答弁では単年度てことやっけんですよ、そこら辺はぴしゃつてしてほしかとですけど。私が今の言うた記憶は間違いなかですかね。

**○企画商工課商工観光係長（中溝忠則君）**

確か火災がですね、平成25年の10月末だと思います。そのあとこの場所で確か翌月全員協議会でたらふく館の理事長さんと店長さんがおみえになって、先ほど江口議員が言われたとおり、たらふく館の火災についての経緯と自分たちが今持っている自己資金ですね、現金が恐らく私も記憶で1,000万円、あと機械代が1,000万円ぐらいで計2,000万円ぐらいあるということでこの場で言われました。その中でたらふく館としても、こういった重大な火災が起きたということで、町には申し訳ないということで理事長さん、店長さんがここで言われてですね、今後の火災の経過と言いますか、思いについてはたらふく館もやはり営業をしていかなければいけませんので、当然多大なご迷惑を町にはかけたということで、先ほど議員さん言われたとおりですね、このたらふく館の火災の補填金については40数万円でことなってますけど、そのときは町にも多大なご迷惑かけたということで、いくらかの、ちょっと金額は言われなかったとと思いますけど、町には恩返しとか、そういったご迷惑をかけたということで、今後やりたいということで言われたのは記憶にございます。

**○副議長（江口孝二君）**

そしたらですね、3回で言われとっばってんですよ、これに関連して同じ実績報告書 27 ページですね、指定管理者収益配分金であつてもんね項目が。これもまとめて6回ぐらい質問してよかですかね。（「5回までにしてください」と呼ぶ者あり）

そしたらですね、ここに110万円と60万円ですかね、170万円収益が上がってますけど、私が聞いたとは上限が200万円と、400万円の半分ぐらいでことであつてですね、ということが頭にあつて、何でこの110万円、まあ利益がなかったと言われればそれまでですけど。きのうの課長の説明では、しおまねきが5,000万円とか6,000万円とか言われましたけど、あそこの入った人間からいけばですよ、やっぱり4億円から5億円ぐらいあるんじゃないかなと思うわけですよ。それであつてですよ、何でこの110万円ば、そういう決算書を出されたらしょんなかかかれませんが、何で110万円と60万円なのかお尋ねします。

**○企画商工課長（田中久秋君）**

この下限の設定につきましては前期指定管理期間の3年間の収支の平均を下限でいうことで設定をされております。

**○副議長（江口孝二君）**

下限でいうことは今ちょっと私初めて聞いたですけどね。上限があるから下限を決めたということであればですよ、これから先これを固定化するじゃないですか。だからあくまでも私が言いよつとはですよ、あいだけの売り上げがあつて、いろんな経費があろうばつてんが、全ての面に対してですね、そのあるときに言われた言葉の誠意ていうのが伝わってこんどですよ。私たちが直接交渉してよかとなら言いに行きたか私は。そこら辺はですよ、本来は25年で今さっき説明があつた26年には全然入ってきとらんですよ。そがんでしょ、今年度ぼんて40何万上がってきたわけでしょ。補填金も。だからそれもごつというちゃ悪かばつてん、ごつといおいが言いよつた言葉ですよ。担当者にどがんなつとつか、どがんなつとつかでお尋ねしよつたです。でも結果として今度上がったばつてんですよ、だからそういうふうであればやっぱりいくらかは返してもらわんとですよ、先ほど言うたテントの分ですよ、町におんぶに抱っこしてですよ、やっぱり誠意ていうのが見えんと思うんですけど、そこら辺はどのように対応されるか。

**○企画商工課長（田中久秋君）**

誠意ていう部分ではですね、再度たらふく館のほうとまた協議をしたいと思っておりますけれども、その47万円程度の金額につきましてはですね、やはり火災のあと、建物は当然町のほうで整備をしておりますけれども、中の設備等についてはもう自前で整備をされておりますのでそういった部分でのかなりの出費も多く収支もたぶん赤字だったと思います。その中での誠意ていう思いでこの金額になったかとは思いますが。ただその金額の過少で言われると若干、懸念するところもございましてけれども、一応そういった気持ちで出さ

れたというふうに、この金額になったかというふうに考えております。

それと、4億円程度の売り上げもあっておりますけれども、そのうちの大部分、直近で言えば収益が4億2,100万円あっておりますけれども、そのうち3億4,400万円は委託販売ですので、生産者の方に還元をされております。実質のたらふく館の収入といいますと7,000万ほどになります。その中で給料とか管理費が直近でいけば人件費が4,100万円、その他の管理費で3,400万円、7,500万円ほどの経費がかかっております。実質収支はもう赤字という状況でございます。売り上げの4億円だけで見たらかなり収益が上がっているように見えますけれども、そのほとんどが生産者の方に還元をされているということを御理解いただければというふうに思います。

以上です。

#### ○副議長（江口孝二君）

今赤字という言葉ば使われたですよ、でも実際立っていきよってですよ、火災も起こしと全てが今ずっとその年度から赤字ということは課長言い方ばしたばってんですよ、あなたが見たとは帳面上だけですよね、どれだけの人間さんがおらすか知らんばってん、疑うじゃなかばってんが。でもそれで赤字であってもそぎゃしこ110万円は払えたわけですよ、40万円も。私はその辺はちょっと疑問を感じるんですけど。ただですね、やっぱりあのときここで来て言われた言葉に対して責任を持ってくださいと、これで終わりですか。あのときは今、係長も言うたんですけど、現金は1,000万円ぐらいあると、それをこっちにつこうたて言えば別ですけどね、だからそこら辺はぴしゃってして単年度じゃなくてですね、やっぱり収支で黒字が出たらですよ、してもらうということの確約をもらうわけいかなですか。

#### ○企画商工課長（田中久秋君）

確約とまではちょっとここで断言はできませんけれども、たらふく館と協議をしたいというふうに思います。

#### ○所賀委員

報告書の18ページの一般会計の繰り入れについての説明の中で町税の（5）の入湯税、それが徴収率96.2%、まあ100%なっておりませんが、この説明をお願いしたいと思います。

#### ○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

入湯税につきましては、徴収率100%が達成できなかったということで、実際1事業者の方が未納となっております。その方は26年度も未納、27年度も未納ということで滞納繰越をして、26年度につきましては11月ぐらいに納まっております。今回の未納ですけども、再三徴収等を行って、臨戸行ってお願いをしたわけですけども、なかなか応じて

もらえないというような状況でございます。

以上です。

#### ○所賀委員

確かこの入湯税というのは一人、以前は1回につき100円が途中から150円に変わったというふうに去年もお伺いしましたが、これはお客さんから預かったお金ですよね。で、20万8,950円を単純に150で割ると1,393名分のお金を預かっているということになるんですけど、預かっただけは当然あるはずですね。この未納というとはおかしなところだと思います。7月末というふうになってますが、今9月ですので、その間で入ったのかどうか、まだ相変わらず未だもって未納なのか。

#### ○税務課長（大串君義君）

8月末に27年度分の1月分が2万7,450円収入いたしております。ですから、滞納繰越の20万8,950円から2万7,450円を差し引いた残り18万1,500円が現在未納となっております。

以上です。

#### ○所賀委員

さっきこの説明では26年度でも同じ方だったというふうに言われましたけど、2年も続くとまた来年も続く可能性もあるような思いにさせられますので、1カ月分が8月に入ったということですけど強くやっぱり指導をしていただいてお客さんから預かったお金を実際に収めるのは当然のことですので、強くその辺は要求をしていただきたいと思います。

#### ○税務課長（大串君義君）

27年度分の決算審査の折に監査委員さんのほうからもそういう御指摘がございます。当然私たちもお客さまからの預かり金ということで、当然払えない税金がないということはまず実際考えられんと思いますので、そこら辺の認識を再度新たにしてもらおうというようなことで、再三そういうことも言ってきたがなかなか今のところの資金繰りがどうしてもできないというような状況ですので、今後納入状況を見て財産調査とですね、いろんな売掛金とかいう調査もしてですね、そこら辺の滞納処分というほうも考えるということと、こういう事案が発生しないように月決めで月末の分をまとめて翌月の15日までに申告して、納付をするようになってるわけですけどもなかなかそれが守られていないというような状況が、この滞納者だけじゃなくてですね、ほかの事業者さんにおいても言えることですので、まずそういう滞納額が膨らまないようなかたちでですね、翌月の15日までに必ず申告して入れてもらうというようなことをまずしっかりと事業者さんにわかってもらって、地方税法ではですね、翌月の15日までに納まらなかったら、加算金ということでプラス15%の加算金を付けて徴収するようになっております。ただ、そこについては県内の状況



等も見て、そこまでしている自治体というのは今のところないですけども、あるところはその加算金についても考えていかなければならないというようなことをお話を聞いております。ということで、年度末に納めればいいというもんじゃなくてですね、あくまでも納期限というのがありますので、その納期限をまず守っていただくというような中で滞納が生じないようなかたちでやっていかなければならないということですので、そこら辺を重々事業者さんにわかってもらえるようなかたちであっていきようにしたいなというふうには思っております。

以上です。

#### ○所賀委員

4回目になって申し訳なかですけど、さっき課長が言うた地方税法の中の加算金 15%で言われたですよ。これは、もう2カ年も続けばお客さんに堂々と言うて、加算金を発生させますで地方税法でも認められたことですのでということ言っていたいて、あくまでも払ってください払ってくださいという請求じゃなくて、もう加算金が発生しても私おかしくなかじやなかかなくていうふうに思いますので、そこ言っていたきたいと思います。

これは 15%というふうに決まっとわけですか。地方税法で。

#### ○税務課長（大串君義君）

地方税法でうたっております。そして、プラス 50 万円を超したら 20%になるということとなっております。

まず加算金というよりか今残りの 18 万いくらを必ず納めてくださいというようなことですね、再三言ってきたんですけども、もうちょっとそこら辺の誠意が月末まで納めると、6月末、8月末全部納めるというようなことで話をいただいているんですけど、結果的にできてないというようなことですので、やはりその滞納処分も考えていただければならないかなというふうには考えております。実際、財産調査も行って滞納処分をいつでもできるような状態にはしておりますけども、再度1カ月分だけですけども8月末に納まっておりますので、あと少し待ってですね、それでもだめだったらこういう決算委員会の中でも指摘がっておりますのでということでそういう処分まで入っていかねばいけなかなというふうには考えております。

以上です。

#### ○竹下委員

私のほうからはですね、未収金の明細書と収入未済額についてお尋ねしたいというふうに思います。

1 点目が町県民税がありますけれども、町県民税の関係と（「ページ数を言ってから」と呼ぶ者あり）歳入歳出決算書の2ページでもよろしいですし、16ページでもいいんですけど。それと、この決算特別委員会資料の未収金の6ページですね。

町民税と県民税の区別がですね、この未収金明細書では不明であるということで、町民税が317万84円ということになってますので、その差引額が県民税になるのかなというふうに思ってますけど、この未収金の明細書ではこれがわからないということでもありますので、その辺をわかるようにどうなってるのかお尋ねしたいというふうに思います。

それとですね、給食費と育英資金と肉用牛の飼育事業についてはこの収入未済額に記載されてないんじゃないかというふうに思ってますけど、これはどこを見たらですね、どこに入ってるのかですね、未収金については給食費が174万7,100円、それと育英資金が121万5,500円、肉用牛の飼育事業については947万306円というふうになってますけど、それについてお尋ねしたいんですけど。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

給食費について答弁いたしますけど、給食費についてはですね、その決算書には入ってきません。保護者負担ということで別会計でなっておりますので。

**○税務課長（大串君義君）**

お答えをいたします。

町民税の未納については291万84円ということになっております。

**○竹下委員**

そしたら483万4,082円ですよ、町県民税がですね。その差し引いた額が県民税というふうでいいんですか。

**○税務課長（大串君義君）**

そのとおりでございます。

**○竹下委員**

町民税と県民税と一緒に未収金明細書になってますので、これはですね、やはり分けて未収金明細書つくったほうがわかりやすいというふうに思いますし、また、不納欠損額についてもですね、町民税の不納欠損額ですので、そこをはっきりしたほうがいいと思いますので是非28年度からは明細書を別につくっていただきたいと思いますがどうですか。

**○税務課長（大串君義君）**

最終的にですね、未納とか不納欠損についてはですね、町民税と県民税の按分率というのがあるんですけど、その按分率で最終的に按分してそして端数の調整をしてるということですね。これを町民税ということにすればそれぞれ違ったりとか、例えば均等割りだけの人とか、普通の税やったら例えば6対4というようなかたちで100%のうちの60が町民税、あと40が県民税ということになってるんですけども、均等割りとかまた金額がですね、2,000円と3,500円ということでそれぞれ違うので、按分率がちょっとちごうてくるわけですね。ですからこれをそれぞれの個々のほうに当てはめたらですね、ちょっと正確

な数字でもなくなって大体ぐらいの感じになってしまうものですから、ここに出してる分については町県民税というようなかたちで出ささせていただいて、実際決算をするときには、按分率で確定をして、ここに数字を上げてるわけですので、そこら辺がどこまで正確性を求めるかということですので、大体のところよかということであればですね、町民税だけということでは計上はできるわけですが、そこら辺どうでしょうか。

#### ○竹下委員

今9月ですから例えば3月いっぱい閉めるですね、12月できるですかね（「3月」と呼ぶ者あり）3月ですかね、まあ5カ月ぐらいあるわけですかね。その時点で決定はしないんですか。

#### ○税務課長（大串君義君）

過年度分については3月、現年度分については5月で閉めているんですけども、個々の数字がありますので、トータルではその按分率でできるんですけど、個々にすれば按分率というのがそのまま適用できないものですから、それぞれの個人さんのとをいろいろひっばってからせんといかんですので、なかなかそこら辺はですね、正確な数字を出すというのはちょっと困難な状況かなというふうには考えております。

以上です。

#### ○学校教育課長（野口士郎君）

先ほど育英資金の件もございましたので答弁いたします。

育英資金の未収金については、決算書の中には記載がございません。未収金の内容については、この決算審査特別委員会の資料の中に未収金の明細書は添付しております。歳入歳出決算書の304ページのところに基金の運用状況ということで、育英資金の基金の27年度の現在高と、当年度中の増減ということで記載をしておるような状況でございます。

#### ○竹下委員

昨日その説明はありましたので、状況はわかってるんですけど、この収入の未済額には記入せんでいいということになるんですか。それはここに記入すべきじゃないですかね。そうせんと実態がわからんですよね。もちろんその別の会計を見たらですね、わかると思うんですけど。

#### ○農林水産課長（永石弘之伸君）

議員の御質問の中に肉用牛のほうがあったかと思えますけど、ちょっと遅れまして申し訳ございません。

肉用牛についてはですね、未収金の調書のほうについては償還期間がきたものに対してそれがまだ支払われていないものを全部ここには計上しておるということで、先ほど学校教育課長のほうでも言われましたように基金の運用状況については最終的に28年の3月31日現在でここに上げとりますように肉用牛飼育基金の状況になつとるということで、そ

れについては全体の枠の中で残りは肉用牛として、残りはお金はこれだけですよというような振り分けをしているというような状況でございます。

**○竹下委員**

育英資金と同様にですね、やはり肉用牛の飼育事業の未収についてもですね、やはりこの収入未済額に当然入れるべきではないですかね。そう考えますけど。

**○学校教育課長（野口士郎君）**

これまでの決算書の作成の流れ上ですね、育英資金の件についてこの場でこうできますとか、また、関連もございますのでここは今後ということであらうといった情報ていいますか、あつてるということで認識をさせていただきたいと思います。

**○竹下委員**

最後です。

検討を是非お願いします。

**○会計課長（大岡利昭君）**

決算書のこの内容につきましてはですね、一応ほかの市町あたりとも合わせてつくって状況でございます。それで、今要望としてその辺の未済額についても挙げてくださいますと要望があつてますので、これはほかの担当者とも協議しながらどうなるかわかりませんがとも検討したいと思います。

以上でございます。

**○待永委員**

滞納の固定資産についてお伺いします。不納欠損の固定資産税額が128万9,567円になつてるとは思いますけど、不納欠損に至る経過とか件数とか内容についてお伺いします。

**○税務課長（大串君義君）**

お答えしますけども、固定資産税だけというようなことですね、説明はできかねますので、全体的にちょっと説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

平成27年度の不納欠損でございますけども、地方税法の15条の7とか、18条、太良町財務規則等に基づいてですね、不納欠損を行っておりますけども、そのうち時効による消滅、これが11人で31万3,700円。あと、執行停止による消滅1人ということで、これは生活保護者の方ですけども1人で7万6,800円。あと、即時消滅という方法がございますけども、この方死亡者が14人おられますので、それが126万4,426円というようなことで計26人で内訳としてはなっております。生活困窮、行方不明、所在不明、あと、死亡による相続人がいないと不存在というようなことの原因で不納欠損を行っております。

以上です。

**○待永委員**

これ時効の11人ていうのは、時効が止まるてことあつたですね、何て言うんですかね、

分けて払うとか、そういう誓約をもらったりとかですね、そういうのでもその阻止するていうか、そういうことはできなかつたんですかね。

#### ○税務課収納係長（安西 勉君）

11名につきましては、時効消滅18条1項ということで、5年経過した方を不納欠損しております。その方々につきましては、死亡者等で相続人の方等に接触ができない人とか、遠くにいて接触できない方ですね。財産調査等いろいろしてはありますが、そういうことでも財産見つからないような状況ですね。そういうこともあります。そういうことで11名の方につきましては、接触できなかったということで5年経過しておりますので、不納欠損をいたしております。

以上です。

#### ○待永委員

14名の死亡の方に関してですけど、去年も聞いたと思うんですけど、もう誰もいないっていう、建物だけは残っていると、そういう箇所については、もう税をかけないというふうに課長おっしゃったと思うんですけど、そしたら滞納として残っていかないよねっていうことをこの間お聞きしたと思うんですけど、今後もそういうかたちで税をかけないという方向で行かれるんでしょうか。

#### ○税務課長（大串君義君）

お答えをいたします。

実際現実的にですね、そういうお答えをしたわけですけども、あと、他市町の状況をいろいろ考えて死亡者課税というのは当然死亡した人に課税するのはできないというようなことになっておりますけども、その方法について各市町、いろいろなやり方があるんですけども、要綱をつくってですね、死亡者の方については課税しないでいうふうなことをするところもまあまああるわけですけども、そういう方法ができないかなということで再三検討したわけですけども、今のところまだそこら辺のはっきりした結論、死亡者課税についてはもう税金をかけないというところまで踏み込んだような理論的な文言でいうか、考え方が成立してない、全国的にですね、状況ですので、再度もう一回十分考えているんなどころに聞いて現実的に今のところほとんどのところがしているのはやはり一応死亡者課税みたいにして、結局その間に相続人をいろんなかたちで調査したりとか、財産があつたりとか、調査したうえでですね、もしそういう人がいなかったら3年経過して執行停止というか税金を不納欠損をするというようなことをやっておられますので、やはりそういう方法をせんといかんとかなど。軽々にですね、法にはっきりうたってないことをできないなということでですね、ちょっとやっぱり担当の収納係長とかもですね、助言していただきましたので、今のところその辺をもう一回再三、いつになるかわかりませんが検討していきたいなというふうには考えております。

以上です。

**○副議長（江口孝二君）**

今不納欠損の出たっですけど、今回、固定資産税、町民税、軽自動車税、そして特別会計の簡水に国保ですかね、してあつですよ。ただこの話しばきのうから聞きよつとですけど、担当者が各々違うごたつとですよ。その場合にその答弁を聞きよれば、まあ皆さんおってなかったですけど学校教育課は立派な返答もっております。全て取るかっことで臨みますと、それに比べて何か安易にされておるんじゃないかなろうかなと思つてですね。ていうことは町民さんの目線で見れば、右も左も真ん中も一緒ですよ。町の職員さんていうこと見らすけんですよ、そこら辺はきれいに統一しとかんと、あそこは結果としてでけた、ありゃもう今までごつといとらるつとかあればですね、そこら辺の意識の統一はでけとつとですかね。

**○税務課長（大串君義君）**

代表して説明をさせていただきますけども、あくまでも不納欠損等については法に基づいてしかできないというようなことになっております。法に、例えば税とか保育料とかいうのは法でちゃんとした決まりがございます。あと、そのほかについては私的な債権というようなことで、例えば税については5年で税が消滅するわけですけども、ほかのとは2年とかいうことで法の体系が該当する法が違ってきますので、統一することはできないというようなことに思っております。逆に給食費がですね、不納欠損しない方向でとかいう話ですけども、逆に税についてはそれを取りよつたら、法に違反しとるというようなこととなりますので、まずそういうことはできないということで、あくまでも法が違いますので統一はできないなというふうには考えております。

以上です。

**○副議長（江口孝二君）**

今の言葉の中で給食費のようにしよつたら法に違反すつてどがんことですか。

**○税務課長（大串君義君）**

例えば、本人さんが5年過ぎてからそういう取れないのを納めますよということで、納めてもらつても、例えばちゃんとしたかたちで時効がきていた場合は取つたらいけないというようなことで、逆に取れば違法になるというようなことがありますけども、そこまで給食費については規定はされていないということですので、法的には別物かなということで考えております。

以上です。

**○末次委員**

報告書の25ページ。

きのうもお尋ねをしましたけれども、ふるさと応援寄附金、先ほど説明もありましたよ

うに、33828%というふうで、だいぶ努力をされてるということは認めておりますけれども、我が太良町はですね、財政力指数が0.227ですね。因みに県内を見ても平均が0.51ですよ。そういった中で非常に自主財源に乏しい町としては大きな魅力ではないかというふうに思いますし、合わせてこの地方創生、地域活性化にはですね、千載一遇のチャンスではないかなというふうに思っております。きのう言いましたように、佐賀県でも1位は上峰町で21億円、2位は玄海町で11億円。ここの財政力を見ても非常にあの、もちろん玄海は1.275ですけども、上峰も0.567ですよ、非常に財政力が高い町でもこれだけ努力をしてるという状況の中です、太良町も努力はされておりますけれども2億ということであればですね、もう少し何か工夫をしてですね、そこを地域の活性化に地方創生に向けてもう一段階エンジンをふかす必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども。この辺はきのうも言われたように同じ、もちろん企画、財政課で担当されておりましたし、この時間外に見てみてみましても企画が一番多いですね、やっぱりそういったことも一つはあったんじゃないかなというふうに感じております。そういったのはやっぱり工夫をしながら、もう少し本格的にですね、特産品開発をするなり、地域活性化に繋がっていくのですから、その辺は取り組みとしては是非お願いをしたいと思いますけれども。大体22億3,000万円の2万955件からあったということですが、この今はふるさとを応援するというかたちじゃなくて、特産品の返礼品が魅力で寄付をされてるという分が多いわけですので。返礼品の順位ですか、何が一番高かったか、その順位は5例ぐらい上から挙げてくれますか。

#### ○財政課長（西村正史君）

手元の資料が今3位までしかちょっとございませぬが、27年度の謝礼品の一番多かったのが、黒酢ミカンで4,762件が出ております。2番目に多かったのが、ハム・ソーセージの詰め合わせ5,000円相当の分ですけども、これが1,961件と。3位がこれもハム・ソーセージの2,500円相当になりますけども、1,737件といったところがトップから3位までの順位というふうになっております。

#### ○末次委員

27年度のふるさと納税の寄付額の自治体順位を見ても、全国1位が宮崎の都城ですよ37億円。21億円の上峰町も中身が返礼品が9割がた牛肉なんですよ。太良町はですね、非常に上物の牛肉の生産をされております。そういった中でここをなんとかもうちょっとしたら、たらふく館の売り上げぐらいすぐなるわけですよ5億ぐらいは。10億上があれば5億なるわけですからですね。これは大きな魅力なんですからもうちょっとその辺の工夫をしながら、体制を整えながら本格的に取り組むべきじゃないのかなというふうに思いますが、その辺、農林課長、牛肉あたりの対応はできないんですかね。

#### ○農林水産課長（永石弘之伸君）

現在もですね、ふるさと納税には北町の弥川肉屋さんが出しておられます。経営の中でですね、このふるさと納税の中にどれだけの割合を出せるかというのは、本人さんの選択肢だと思えるんですけども、先ほど言われましたように肉についてはですね、高価で良質のものが生産されておりますし、そういうことでどんどんどんどん宣伝していけばそれなりに宣伝、また売り上げには繋がっているのではないかとは思っておるところです。そういう中で1対1でですね、話したりなんかするときにはそういうふるさと納税等を使って、町の太良の宣伝をしてくれよというようなかたちではいるんですけども、そこについては、深く突っ込めない部分もありますので、その辺については今後において少しく前向きに前向きにというようなかたちで、検討してもらうようなかたちでの私たちの要望というようなことで、聞き入れてもらえないかということでは進めていければなというようなことは思っておるところでございます。

#### ○末次委員

太良町の業者はほとんど小城の返礼品に協力していきやすですよ。この辺をね、もうちょっとやっぱい太良町の人ですから、太良町にもうちょっと協力していただけるような行政からも働きかけをしてね、牛肉が一番上がるんですよ。どこのところも牛肉なんですから。9割がたほんとに上峰町にしても佐賀牛て言えば高いですからですね、恐らく返礼品にはどうなのかなと思いますけれども、九州産牛肉ということで名売って返礼をされています。そういったことで是非とも町内にそういう業者がおられますので、是非ともそういったものをお願いをして、そして、ふるさと納税を10億ぐらいなすぎ5億ぐらいは肉屋さんの利益なるわけですからですね、これがやっぱい魅力なんですよ。是非お願いしたいと思います。

#### ○農林水産課長（永石弘之伸君）

今ですね、言われましたように魅力的なものでもありますし、その肉屋さんにおいてもですね、BMS 7以上になれば佐賀牛というブランドが付きます。そういうことですね、聞くとこよるとほとんどがその佐賀牛に該当するようなものを生産されているということで聞いておりますので、その辺を活かしながら今後においても私たちからも前向きに前向きにですね、していきたいというようなことでは考えております。ありがとうございます。

#### ○決算審査特別副委員長（川下武則君）

同じような質問なんですけど、町長含めてですね執行部の方にちょっと聞いたかとばってん。町税がですよ、自主財源が44%ぐらいしかなかもんやっけんですよ、なんとかよその町ではソーラーを町道にいたりとか、またいろんな部門をしてなんとか税収を上げようていいますか、今末次議員言ったようにですよ、ふるさと納税も含めて、財源を少しでも上げようというふうにしよっとばってんですよ、新しいその財源ていいますか、そうい



う確保にしてもなかなか難しかところはあつていうとは十分わかつとばつてんですよ、毎回毎回の決算のあいにはほとんどが国、県からのですね、地方税とかそういう部分に頼つてしよるもんやっけんが、もうちょっと知恵を出し合つてですよ、自主財源が少しでも上がるように工夫をしてもらいたかなと思うとばつてんが、そん中で町長どうですか。今後、来年度にですよ、少しでも上がるごとなんとか担当課長たちこんだけ頭の良か人ばっかいおいしゃつとにですよ。特にもう土井課長なんか今から、来年から遊びやっけんがいったい頭あまつとっけんですよ、何かこう太良町で税収になるようなとを、材木も売れんて言いよる中ですよ、何かこうできんかなて思うとですけど、町長の、どうですか。

#### ○町長（岩島正昭君）

太良町は自主財源が乏しいということで、やっぱい自主外にはふるさと納税しかないんですよ。本当はね、パソコンでインターネットでしとるカタログがもう全然よそはプロが撮つて掲載しとつとですもん、そいけん同じ肉身も赤身が全然違う。だからそこら付近を委託か何かしてね、そういうふうなプロに頼んだらどうかということをやつと担当課長にも話ばしてます。

それともう一つは上峰にしろ、みやきにしろ、小城にしろ、民間からやっぱい委託しとつてす民間に。職員じゃなくして。だからその人たちがアイデアを出して、肉なら肉ではなくして、単品じゃなくてセットの詰め合わせでやいよるというような情報もあつたもんですからね。うちのいろんな素材のあるけんてそういうなどを民間等々をお願いして、募集をして、本格的にはまる時期が来てるんじゃないかと、そうせんことにはよそと対抗しては。うちの品物も末次議員がおっしゃるとおりによそで取つてしまうと。だからもう一つは、もういっちょうちがよかとは白水さんにも息子さんにも話したですけど、豚、豚がインターネット出とらんとですよ。うちは屠畜場があるけんね。そいけんそこら付近ももう少し豚等々も品物の中に入れればいいなというふうに思つておりますから。課長会議等々でねそういうふうなまず総務課長言いよるように機構改革の中でやっぱ民間を入れてせんことには職員ではそこまで手がまわらんという情報も入つておりますからね。早速そこら辺取りかかつて増やしていきたいなというふうに思つております。

そいと、もう一つはよそは、みやきとか何とか言いよつとは寄付額はうちは5,000円から1万ぐらいですけど、何万だそうですよ。結局セットで詰合せして、品物が2万円、3万円ですけんが。うちはもう単品ですから、単品はミカンでも2,500円ぐらいですけんね。5,000円すぎそいは品物いくでしよ。だから高額な品物ももう少しメニューを増やせば、もっと上がるんじゃないかというふうに思つておりますから。そこら辺は皆さんたち御指摘をずっと踏まえて検討していきたいと思ひます。

#### ○決算審査特別副委員長（川下武則君）

今、町長の答弁もろたとばつてんですよ、是非、町長にこぎゃん言われたけんすつじゃ

なくてですよ、自主的にやっばい、企画の課長さんたちも頭はものすごうよか、太かしですよ、おつむもいっぱい詰まっつごたっけんが、そこら辺ば十分あいしてしてもらいたかなと、よろしく願いして、答弁いりません。

**○竹下委員**

歳入歳出決算書の 297 ページ。お尋ねですけど、公有財産があります。公有財産のところには、土地のその他がありまして、この土地のその他は何なのかということと、建物のその他ていうとがあつとですけど、この建物の中も木造と非木造があつとですけどそれは。その内容をちょっとお尋ねしたかなと思うんですけど。

**○財政課長（西村正史君）**

ちょっと今資料が見つかりませんが、その他ていうのがですね、つまり、ため池とか雑種地とかこういった通常の行政財産等に属さないところの土地と。

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

審議中でございますけれども、休憩をしたいと思います。

11 時からお願いします。

**午前 10 時 47 分 休憩**

**午前 11 時 00 分 再開**

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

休憩を閉じ、直ちに再開いたします。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

質疑がないので質疑を終了いたします。

これをもって、一般会計の審査を終了しました。

見落としの点もあろうかと思しますので、時間を限定して総括質疑をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

異議なしと認めます。

よって、ただいまから一般会計についての総括質疑に入ります。

全課関係者の方に入ってくださいのため、暫時休憩します。

## 総括質疑について

### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開いたします。

それでは、総括質疑を始めます。質疑の方ありませんか。

### ○竹下委員

歳入歳出決算書の 86 ページですけど、戸籍住民基本台帳費の委託料の中でですね、戸籍総合システムの機器更新委託料ということで、システムが更新されて 140 万円ほどで更新をされております。これ新規ですけれども、その上の戸籍総合システムの機器等保守委託料がですね、前年が 351 万円でしたので、前年並みかなというふうに思ってますけども、機器が更新されてもこのシステムの機器の保守委託料は前年並みぐらいにいるのかどうかを質問いたします。

### ○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

昨年度、戸籍総合システムの機器の更新を行いまして、更新に伴う手数料が委託料が 140 万 4,000 円新しく発生をしたということでございます。これにつきましてはリース期間大体 5 年から 7 年ぐらいの期間があるんですが、1 年間はそのままできてきたんですが、今度新しく更新をする場合に、いま入っているデータを全て移し替える必要が生じますので、その委託料として 140 万 4,000 円が発生いたしております、機器の保守の委託料につきましては毎年大体 347 万 5,000 円ですけども、昨年が 350 万以上かかっておりますので、これぐらいはかかるということでございます。

以上です。

### ○竹下委員

システムの更新じゃなくて、データの入れ替えてことですか。

### ○町民福祉課長（松本 太君）

140 万円につきましては、そのデータの更新に伴う必要な委託料でございます。

### ○所賀委員

実績報告書の 38 ページを見てみますと、国民年金費というところがあります。国民年金費を質問すつとやなくて、昨年までは拠出年金受給者ということで、老齢年金、障害年金、遺族年金というこの 3 つがあったわけですが、この年金はなくなったということ今年説明が載ってないということは。

### ○町民福祉課長（松本 太君）

お答えいたします。

実績報告の38ページの④の国民年金費の掲載の件でございます。確かに議員言われるように昨年までは拠出年金受給者状況を掲載をいたしておりました。これは国のほうからデータをいただいた分を掲載をしておったんですが、今年度につきましては、この決算書に間に合っておりませんので、うちのほうでわからなかったのも、これは計上していないということでございます。国からのいただいたデータでございます。

**○財政課長（西村正史君）**

先ほどの、竹下議員さんからの御質問でございましたけれども、決算書297ページの土地、建物のうち、一番下合計からすぐ上ですけども、その他の中の建物、木造279平米と非木造133平米これについては何かというふうな御質問だったと思います。それについてお答えします。

まず、建物の木造のその他279平方メートルですけども、これにつきましては、今まだ行政財産となっておりますけども、中尾分校の教室と倉庫になる分でございます。

それから、非木造の133平方メートルですけども、これにつきましても中尾分校の屋内運動場というふうになっております。

以上でございます。

**○竹下委員**

土地のその他は何ですか。

**○財政課長（西村正史君）**

土地のその他につきましては、防火水槽とか慰霊碑の敷地とかですね、JAの店舗に貸してありますけどもその跡とか、あと山林とかそういったところが全部含まれております。その他は、一番下のその他ですか。一番下のその他につきましてはですね、矢筈の藤棚とか安永の町有地ですね、そういった雑種地とか、あと広江の埋め立て広場とか、そういった諸々の町有地の合計になっております。

**○竹下委員**

建物の非木造で中尾分校の運動場で話やったんですけど、「屋内運動場」と呼ぶ者あり）はい、はい、わかりました。

**○末次委員**

決算書の64ページと66ページの事務嘱託員報酬に関して質問をいたします。

まず、2,220万7,383円の内訳と、そこから今回退職された、交代された区長さん、金額はよかです。報酬の積算基礎でいいですか、そういったものでいいです。

**○総務課長（川崎義秋君）**

事務嘱託員の報酬の2,220万7,383円につきましては、これは積算基礎というのは特にありません。大体例年並みの予算額を計上させてもらっております。そして、その支払いについては基本割が25%、世帯割が65%、それと距離割の10%ということで各行政区の

報酬額を算出して支払っております。

それと、退職者につきましては、10人が退職されております。

#### ○末次委員

多分あの、10人が変わられたということですがけれども、この事務嘱託員の数、今55人おられるというふうに思いますけれども、全ての定数をほかのところは全部見直しておりますけれども、ここだけは全く見直しがあつたらんと。以前この決算委員会でも必ずこの問題は出ておりましたけれども、最近非常に出なくなった。当然10年前の平成の合併以降です、結構問題が出たものですがけれども、例えばある集落は260戸ぐらいある、ある集落は4戸ぐらいある、この格差ということはですね、今まで言われておりましたけれども、その後ずっと総務課あたりで検討はされているというふうに思いますけれども、その辺については全くもう喉元を過ぎてしまうたのですか。

#### ○総務課長（川崎義秋君）

55行政区の見直しているか、統廃合という。

#### ○末次委員

いやいや、行政区はね、こりゃ無理ですよ。区長さんていうのは無理ですよ。ただ事務嘱託員ていうのが、区長は即、事務嘱託員というやり方をされておる。ほかのところは例えばその委員さんがおられますけども、少ないところは複数の集落をかけもつてからの民生員さんとか、あるいは保健推進員さんとかは、多かところは2人でもおんさつですね。2人置くてことは出来んでしょうけども。そういった定数の見直しをしながら、いろんなところで活動をされておるわけですが、この事務嘱託員だけがね、ずっと区長即事務嘱託員ということ。例えばかつては風配地区あたりは14、15件ぐらいあったですよ、今もう3軒ですかね。そういう時代の流れがずっとあつてですね、この辺は見直す意思があるのかなのか。この議会でもかなりの頻度で質問がある時期があつたんですけれども、最近ではもう全く手付かずというのですか、この消防団の部の統廃合も含めてそういう意見があつたんですけれども、その辺についてはどういう考え方をしておられるのか。

#### ○総務課長（川崎義秋君）

私は今年の4月から総務課のほうに来たわけですが、それについてははっきり言って検討はしておりません。以前にそういう話があつたということも直接聞いておりませんので、今は何も検討してない状況です。

#### ○末次委員

その辺は今後時代の流れとして、事務嘱託員としての最低の、住民を対象にするのか、一行政区を対象にして事務嘱託員を置くのか、この辺はやっぱいしっかい検討する価値があるんじゃないかなと今後ですね。もちろん事務嘱託委員会ていうとは年間1回計画されておりますけれども、非常に住民とのパイプ、いろんな資料配布とか何とかの業務をして

いただいとるわけですがけれども、この辺をちょっともう少し最低何人ぐらいで1人の事務嘱託員を置くというぐらいの定数条項ですかね、そういったものが必要じゃないかなというふうには感じておりますけれども。今後の課題として取り組んでいく意思はありますか。

**○総務課長（川崎義秋君）**

そういったことが以前あったということを今聞きましたので、それについては検討をしていきたいと思えます。

**○竹下委員**

行政実績報告書 45 ページの農業振興費のですね、その他の主な経費で、農業振興地域の整備計画作成業務委託というところで 918 万円ほど上がってます。この農業振興地域の整備計画については新規の業務やったっじゃなかろうかというふうになってますけれども、具体的内容と、その業務委託の結果についてお尋ねしたいというふうに思えます。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

お答えいたします。

27 年度において農業振興地域の見直しを行ったところです。昭和 58 年から長期間においてですね、整備されてなかったことを踏まえて今回行いました。

その内容としてはですね、まず基礎調査を行ってアンケート調査等行って、その計画に向けての基礎資料を元に最終的には計画の作成というふうなかたちでの動きになってですね、今後における太良町の農業振興をどうあればいいかというようなことですね、一応の指針というふうなかたちで作成を行ったところでございます。

**○竹下委員**

この農業振興地域の整備というのはですよ、地域ががあつですよ、農業振興地域がですね、そこの地域を見直すんじゃなくて、農業自体を見直す、整備するということですかね。例えば農業振興地域の中で耕作放棄地があつたりなんかすつですよ、そういうのをもう一回見直そうという話はあつてるというふうに思ってますけど、その辺の見直しじゃなくて、農村地域ていうかその地域てことですか。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

農業振興地域はですね、太良町全体を見てその中で、先ほど言われましたよう耕作放棄地と、今後において個々の分においてはそういうところから除外したほうがいいのではないかとと思われるところはですね、そういうところを加味しながら今後の振興についての計画は立てておるところでございます。

**○竹下委員**

こいは農地を見直したていうことでいいんですかね。農業振興地域の農地を見直したていうこと。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

最終的にはですね、今、議員言われるとおりに農地ていうのを基本になってまいりますので、そういう中で全てのほかの業種といいますか、畜産とか、そういうのも含めてトータルの見直しというようなかたちで行ってるところでございます。

#### ○末次委員

同じく 45 ページですけれども、報告書ですね。

農地振興費の中山間地域等直接支払交付金事業ですね、これが 26 年度は 30 集落 659 ヘクタールあったわけですけども、27 年になりますと 21 集落、交付面積が 372 ヘクタール、これは 9 集落が減少して、面積では 287 ヘクタールが減ってる。これは憂慮すべき実態であるというふうに思っております。これはもう即荒廃地につながるということではありませぬけれども、これだけ減少した理由とはどういう把握されておりますか。

#### ○農林水産課長（永石弘之伸君）

今回、昨日も御質問あったかなというような中でお話したかと思っておりますけれども、今回から第 4 期対策ということで今後の 5 年間の取り組みというようなことになっております。その中で水田については、あくまでもこれまでの自己保全ていうかたちの捉え方がですね、今までは年に数回の草払いをすればいいというようなかたちでありましたけれども、そういうことではだめですよというような、当然指摘も受けておりました。そういう中で、常にすぐに再生できるようなかたちのものを持って自己保全とするてことをですね、各集落のほうにお話をしましたところ、やはり高齢化等との進行もありまして、これ以上は地域として維持はできない、自分は協力できない、自分が入ることによってほかの人に迷惑をかけるというようなことでですね、そういうことも含めて今回最終的な判断として 30 地区から 21 地区に減ったというようなことで、理解はしておるところです。

#### ○末次委員

確かにですね、今高齢化をしている、担い手もない、そういった実態ではありますけれども、この中山間地域等直接支払交付金事業ていうのは、そういった集落で補うというのが交付金の狙いなんです。当然病気で亡くなったりみたいにそりゃあるわけですからですね、その集落をやっぱ荒廃から防ぎましょう、共同事業でやりましょうということですよ。それで意識がやっぱなくなったということも一つの要因になったと思っております。そういった中でですね、この農業委員会の取り扱いで農地法の事務関係取扱が 122 件あっておりますけれども、この中身について 3 条、4 条、5 条あると思っておりますけれども、その件数ていうとは中身はどういうものですか。

#### ○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

3 条に関しましては 56 件でございます。4 条におきましては 10 件でございます。5 条におきましては 22 件、合わせまして 88 件、その他 34 件ということで合計の 122 件という

ことになっております。

以上です。

#### ○末次委員

かなり転用をされてるということに思いますし、当然この農地につきましては今後担い手に集積をなさいたいということで普及をされておりますけれども、なかなかこのここにも挙がっておりますように、足かせが多くて一括生前贈与も大きな足かせなんですよね。農地法というのは非常に二重にも三重にも網ばかぶってですね、なかなか流動化が難しいという状況があって荒廃にもつながっているというふうに思っておりますが、この辺を4条10件、5条22件というのはどういう転用がっておりますか。

#### ○農林水産課長（永石弘之伸君）

お答えいたします。

太陽光発電が1件でございます。それとほかにですね、4条の場合ですけれども太陽光発電が1件、それから植林のほうは5件、それとその他といたしまして4件、それについては倉庫とか駐車場とかそういうのがございます。そのほか第5条については太陽光発電が12件、一般住宅が4件、植林が1件、貯木場1件、その他が4件ということになっております。合わせましてトータルで32件というようなことになっております。4条、5条です。

#### ○末次委員

要するに今回見直しの時期が来てですね、287ヘクタール、前期よりも減ったと。今、372というのはもう一時期からすれば5分の1ですよ農地の。あとはもう荒廃してということですよ。荒廃していくという実態をやっばいこんままではどうもならないし、やっばい担い手に荒廃したところを開いてほしいというのも厳しい。そういった中でですね、モデル的にやっばいどうしても国、県の補助事業を中山間の総合整備事業あたりのあいった有利な95%ですかねあれは、そういった有利な補助事業あたりでなんとかその担い手に圃場を集積するような対策をとらないと、もう広域農道沿いもほんとに虫食い状態で荒廃してしまうわけですよ。何のための広域農道なのかということになりますのでですね、ただ太良町として確かに食の魅力というのはあるわけですよ、海の魅力、山の魅力、そいでちょうど2、3日前ですかね、富士町辺りのリンゴ園あたりが非常に盛況だというニュースが出ておりましたけれどもですね、そういった観光を目指した観光農業というのがですね、今後交流人口を増やしていくためにも必要だろうし、そういったことを個人個人に力を、あなたなさいて言ってもなかなか難しい。中山間事業は大浦地区に観光農園をするような計画もあったですね、あいったものは計画できないのかなというふうに、そして若い人にですね、やっばい観光農園をしながら残りは加工販売をすると、まさに6次化に向けてそういった基盤を整備することできないのかなというふうに思いますけれども、



なかなか中山間総合整備事業補助制度あたりは難しかとですか。1回太良は取り組んだけんどすね、なかなか難しかかもしれませんけども、この要するにTPPに向けてです、そういったことをやっぱい思い切って仕掛けていかないと、このままではほんとに荒廃してしまうという状況になるというふうに思いますので、是非ともそこら辺を模索していただきたいなというふうに思います。

#### ○農林水産課長（永石弘之伸君）

中山間地域総合整備事業という事業を使って中山間地の圃場整備等も結構やってきたところ。そういうところにおいては今なおです、耕作が続けられているというようなことで思っております。しかしながら、畑とミカン、樹園地においてはですね、階段耕における植栽というようなかたちで、地形を想像してもらえればお分かりかと思えますけれども、あれを大々的に整備するには、相当の規模の事業費も必要になろうし、今後において、そういうことを進めていくことが重要視されるのかということも若干思っているところでございます。そういうところを考えると、一番尾根の部分とかですね、そういうある程度の平場ができるような土地については何らかのかたちで整備を行って、そこに合うような作物をつくっていただいて収益につなげてもらいたいなというようなことは思っているところでございます。大がかりな事業に取り組めないかというようなことではあるかと思えますけれども、その辺については今後の課題として私たちも捉えて今後研究をさせていただきたいなというようなことで思っております。ただし、整備となればそこには排水問題とかいろんな問題が発生することも当然懸念されます。そういうのも含めて考える必要があるかなというようなことでは思っているところです。

#### ○末次委員

決して国営パイロット的なああいう大型は決して望んでおりません。ただ、できる範囲で。やっぱい中山間のできる範囲でというのが総合整備のあいですので、せめて何反か圃場をつくってですね、草刈り機で払うようなことは若い人はしないわけですよ。やっぱり乗用で草を払うような圃場をつくらんとなかなか将来的には残っていかんわけですから。一時的に今、畑の総合整備事業されておりますけれども、あれをもうちょっと規模を集積をして規模を広げてというくらいのやり方をしないとあれもどこまで維持できるかですね。ちょっと不透明なところもあるしですね、是非ともそういった小規模で言えばいいんですかね、小規模でも補助事業があればですね、是非太良町の地形に合った開発の仕方というのを模索をさせていただいて是非とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

#### ○久保委員

最初に出ました入湯税の件についてちょっと、まずもってお詫びをしたいと思います。私、太良竹崎温泉の代表取締役をやっております。その組合の中で収納ができてないとい

うことをお伺いしましたが、しかしその収納ができてない人のところで誰と言いませんが、改築もなさっております。そういうので、納めなきゃいけない税金というのがありながら、その改築2、300万円かかっておられるというようにお話聞きましたが、そういうふうなところを改築するには許可がスムーズに出るわけですかね。入湯税というものを払ってないところに関して。そういうのができれば私は組合の皆さんには払わんでよかけんが改築せろていっちょくばってんですね。

それから、その皆さん知らなかったと思うんですが、私も知らなかった加算金が15%付くとか、50万円以上のところは20%、私も知りませんでした。こういうことはうちの組合員さんに言っていこうと思うんですが、その建築等々にかかる費用があるのに対して、入湯税を納めないということはどういうことか、そういうのを簡単に許可ができるのか改築等々のその辺はいかがですかね。

**○建設課長（土井秀文君）**

建築につきましては、そういった許可というのはないと考えます。

**○久保委員**

そしたらですね、その入湯税、今から10年前に平成17年から150円になったわけなんですけど、おかげさまで年々入湯税上がっております。収納金額ですね。当初17年前は300万ちょっとやったんですけど、今年度見てみると500何万円いっております。その入湯税は目的税と思うんですが、どのようなところにお使いになっているのかですね、その辺を聞きたいと思います。

**○財政課長（西村正史君）**

入湯税の用途ということでございますけれども、27年度の充当につきましては、観光振興補助金のほうに535万7,000円を充当いたしております。

以上です。

**○久保委員**

その1件だけですか。その1件にだけ使ってやってるということなんですかね。その年次別わかれば教えていただきたいと思います。去年が518万円、その前が517万円、20年425万円というような年々おかげ様で入湯税のほうがたまってありますが、これは一般財源化じゃなくて目的税と思うんで、その辺をどのような振り分けでやっていただいているのかお伺いいたします。

**○財政課長（西村正史君）**

まず、535万7,000円を観光振興補助金全額かということでございますけれども、この補助金が歳出額で798万7,000円ございます。このうちに535万7,000円を充当したということでございます。

で、以前の状況ということですが、26年度の状況しかちょっと今手元の資料ござい

ませんが、26年度では、消防施設整備費補助金に300万円と。それから、防災設備等保守委託料に205万6,000円を充当してあります。

以上です。

**○久保委員**

その保守は何に。保守に使われたて今言われたでしょ、そしたら内容は。

**○財政課長（西村正史君）**

防災設備等ということで、この件は防災担当の方に。

**○総務課長（川崎義秋君）**

防災行政無線の保守になると思います。

**○議長（坂口久信君）**

45ページの青年就農給付金とか青年就農給付金の繰越明許というようなことで、新規就農とかその部分のあると思います。その中身をちょっと教えていただいて、今回町長はですね、新規就農じゃなくても、後継者、漁業者も含めて独自で町で予算を組むというようなことでされておりますけれども、そういう対象者がいたのかどうか教えていただきたいと思います。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

青年就農給付金はもう今年で4、5年になりますけれども、新たにですね、その青年就農給付金の対象となられる方はちょっと少なくなってきた、昨年が1名おられたという状況でございます。今後においても、それについては該当者が現れるようなかたちでですね、努力していきたいと思います。

それと、もう一点ですね、28年度のほうで親元就農給付金のことでお尋ねがあったかと思っておりますけれども、これについてはまだ、確定者はございません。しかし、問い合わせはあっておりますし、今後においてですね、確定できるのではないかという人もおられますので、いち早くその辺の事務については処理をして結果を出していきたいなということでは思っておるところでございます。

**○議長（坂口久信君）**

農家の人たちは多分そういうとのあったとの情報も十分いき渡ってつかわからんですけど、漁業者の後継者というようなことも両方いっとるわけですから、やはり漁協あたりにもですね、就業した分については、こういう町からもあいもあるてなことの広報をしていただきたいと思いますけれども、その辺については両方徹底してもらえるのかなと思って。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

今、議員御質問の中に、漁業のほうもということでお尋ねがありました。今回に関しては、農のほうをするというようなことで出しておりますので、今後においては町長のほうからもそういう漁業のほうにもそういう該当者がいればというかたちで救えるようなこと

をしなさいというようなことで言われておりますし、一応漁協あたりにですね、後継者はおりますかというような問い合わせはしたところでもございました。しかしながら、なかなか不漁続きの中です、なかなか後継者が生まれないというようなことで聞いておりますし、昨年についてはノリ等が非常によかったということもございまして、そういうことがいくらかいい条件が揃えば後継者も揃ってくるのかなてなことで思っておりますので、そういうときにはいち早く対応をできるようなかたちでの整備というのは進めていきたいなということで思っております。

以上です。

#### ○副議長（江口孝二君）

確認になると思いますけど、きのうから時間外のことについて質問をしました。きょうここに皆さん管理職の人が全部見えていますので、また次期管理職候補もいらっしゃいますので、再度確認させていただきます。

きのう答弁の中で町長がやっぱり管理職の管理能力も問うという答弁をされました。そこまで、やっぱり言われてですね、1,800万円ぐらいですかね、トータルで。そこら辺です、やっぱり管理職の方、次管理職になられる方もですね町長の答弁も重く受け止めてですよ、やっぱり1時間でも2時間でも減るようにですね、協力してもらいたいと思います。そして、新規採用を増やして徐々に即戦力にはなりませんけど、そこら辺先のことでも考えてもらって来年度退職者も予定されておるとは思いますけど、目先のことだけでなく考えて、町長があれだけの答弁をされたんですから副町長、やっぱりあなたがですよ、責任をもってやって、町長が言われたですから、あとは副町長のほうで責任をもって28年度は今進行形やっけん減らんとは思いますけど、29年度は半分になるようにですね、そういう交流とかやり方とかは変えて。管理職の方は管理職手当も付きよはずですもんね。だから町長が言われるように5時にばって我が帰ることがおかしいと思いますので、そこら辺をよろしくお願いします。一言。

#### ○副町長（永淵孝幸君）

一昨日ですかね、この件については、江口議員さんが言うようにやっぱり職員の健康上、も含めて、こういった質問を、また昨年から引き続きずっとやっていただいています。そういったことで職員をですね、課長会議の折、必要な折とかに寄ってこういう話をしておりますけれども、きのう話しましたように、ノー残業デイを設けても減らないという状況があるもんですから、きのう町長が言われました、また筆頭にしてですね、こういう対策委員会じゃないですけど、会議を持ちまして、こういうことがないようにもっと職員がほんとに必要な仕事で残業するという流れでやるんじゃないじゃなくて、していくような指導をもっと厳しくやっていきたいとは思っております。そしてまた、採用につきましてもですね、議員が言われますように、新しく採用していったってですね、それは町長に定員管理

計画をお願いしながら、その中で相談をしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

**○決算審査特別副委員長（川下武則君）**

担当課長さんもおいしゃっし、辞めていく人もおいしゃっしですね、いろいろあっけんですよ、最後ですけど、今度課長に次にないしゃっ人も結構おいしゃっと思うけんですよ、とにかく住民の方が喜ぶ、住民の方が満足、少しでもですね、今年よりも来年がよかったとかそういうふうに言ってもらえるように各部署がですよ、一つ一つばしてもらえればというふうに思います。あと、6カ月でいなくなる土井課長に最後のはなむけの言葉をお願いしたいなど。どういうふうに頑張ってもらいたいということですよ。住民サービスについてです。

**○建設課長（土井秀文君）**

今年よりは来年ということですよ、全職員で頑張っていきたいと思います。

以上です。

**○農林水産課長（永石弘之伸君）**

私は先ほどの質問とは違うんですけども、久保議員からの質問の中で、木材の値段はどのくらいかということ聞かれたときにですね、お答えできなかった部分がありましたので、一応調べたものについてお答えをさせていただきたいと思います。

近くではちょっと資料がございませんでした。昨年の27年度の平均というようなかたちで御報告をさせていただきます。スギに関しましては、14センチから16センチの大きさで4メートルもので約1万円、それから末口が18センチから22センチになれば1万500円、それと、今度はヒノキになった場合は14から16センチが1万4,500円、それと、ヒノキが22センチまでの分が1万5,000円というようなかたちでスギ、ヒノキで大体5,000円ぐらいの開きを持ってですね推移しているというような状況でございます。単位は立米ということで御理解いただきたいと思います。

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

討論ないので採決します。

議案第46号 平成27年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○決算審査特別委員長（下平力人君）**

異議なしと認めます。よって、議案第 46 号 平成 27 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定するものと決定いたしました。

これを持ちまして、決算認定案件の審査を終了いたしました。  
お諮りします。委員長報告のまとめにつきましては委員長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。委員各位には 3 日間にわたり終始慎重に御審議いただきありがとうございました。

最後に町長の御挨拶をお願いいたします。

#### ○町長（岩島正昭君）

皆さんどうも 3 日間いろいろお疲れ様でございました。

各議員さんからいろいろ指摘を受けましたけどもね、特に今回は改めて思ったのは超勤問題。この件についてはこの場しのぎで流すじゃなくして、ほんとに全職員、あるいは管理職の代表としてね、いかにして超勤を減らすかというその対策を重点的にやっていきたいなと思っております。まず、私は考えですけど、これはなるかわかりませんが、まず超勤が 2,500 万円仮に組んどったというのはもう 2,000 万円に減らす、あるいは 1,500 万円に減らして、その範囲内でやりなさいというふうのこれも一つの提案だなというふうに思っておりますからね、その辺も職員と協議の中で今後煮詰めていきたいなというふうに思っておりますので。来年は皆さんたちからこういうふうな指摘でいくらなりとも前進したなというふうにお褒めの言葉いただくように頑張っていきたいと思っております。

本日はどうもお疲れ様でございました。

#### ○決算審査特別委員長（下平力人君）

ありがとうございました。

これを持ちまして、企業会計、一般会計等の決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

### 午前 11 時 54 分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人